

[別紙1]

随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンターHc0・水分・ばいじん分析装置点検整備
契約の相手方	京都電子工業株式会社 大阪支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>本分析装置はごみの焼却処理に伴って発生する排ガス中に含まれる塩化水素やばいじんなどの有害物質を連続測定する装置であり、排ガス処理設備と密接不可分の関係にある重要な装置である。本分析装置は、上記業者が独自に設計製作したものであり、分析装置のシステム構成や性能並びに点検方法に関する技術的な情報、知識は上記業者以外に知りえない為、他社では履行できない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)